

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和 6 年 3 月 1 日付けで提起した処分庁による延滞金減免不許可処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

令和 2 年 6 月 10 日、処分庁は、令和 2 年度における審査請求人の住民税（以下「本件住民税」という。）について 13 万 4,200 円と決定するとともに、納付額について第 1 期 3 万 5,200 円、第 2 期乃至 4 期をそれぞれ 3 万 3,000 円とし、納期限について第 1 期を令和 2 年 6 月 30 日、第 2 期を同年 8 月 31 日、第 3 期を同年 11 月 2 日、第 4 期を令和 3 年 2 月 1 日までと決定し、税額決定納税通知書（以下「本件通知書」という。）により審査請求人に通知した。

令和 3 年 7 月 14 日、審査請求人は、本件住民税の本税を全額完納した。

令和 3 年 7 月 28 日、処分庁は、延滞金の納付書を審査請求人に送付した。

令和 3 年 11 月 1 日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（納税催告書）を

送付した。

令和4年6月28日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（警告書）を送付した。

令和4年11月1日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

令和5年6月30日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

令和5年11月2日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

令和5年11月22日付け書面により、審査請求人は、本件通知書を到達していないこと等を理由に本件住民税について延滞金減免申請を行った（同月29日到着。以下「本件申請」という。）。

令和5年12月12日、処分庁は、本件申請について不許可とする決定（以下「本件処分」という。）をし、同月27日、延滞金減免不許可通知書により審査請求人に通知した。

審査請求人は、令和6年3月1日付けで、本件処分を不服として本件審査請求を提起したものである。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 納税通知書が納税者に届くことが保証されていない状況の中で、納税が遅れた事象の全てを納税者に責任を押し付けることに納得いかない。地方税法第20条第4項の表現は憶測的であり、納税者が完全に納税通知書を受け取ったことが保証されていない。同様に、完全に郵送物が届くことが保証されない中で「普通郵便」が使用されることは、期日までに支払いができない状況を利用して延滞金を搾取しようとする悪質な行為と考える。

(2) 納税者本人と同じ住所が6軒存在する中で、過去に郵便局員による郵便物の誤送達が発生したことがある（隣の家の郵便物が届いたことが多数ある。）。

2 処分庁の主張

(1) 地方税法第20条第4項の規定による推定は、反証があれば覆され、当該反証に基づいた取扱いがなされるため、納税者が不当に取り扱われないよう措置されている。

また、送達の方法については、地方税法第20条第1項においても「郵便若しくは信書便による送達又は交付送達」によればよいとされており、簡易書留、特定記録等によるべきことは、法令上規定されておらず、その送達の方法は処分庁に裁量がある。多くの区民に郵便を送る必要があり、簡易書留等により送付することは、財政上多大な負担となるため、普通郵便で送付することに裁量権の逸脱濫用はなく、地方税法第20条第4項の規定に則り判断することに違法不当はない。

(2) 納税通知書は本区へ返戻されておらず、郵便の事故などが起こった事実が確認されていない以上、納税通知書は送達されたと推定される。

(3) よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 関係法令の定め

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）

ア （書類の送達）

第20条 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

（2項及び3項は省略）

4 通常の取扱いによる郵便又は信書便により第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（第20条の5の3及び第22条の5において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

（5項は省略）

イ (個人の市町村民税の普通徴収の手続)

第319条の2 個人の市町村民税を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書には、所得割額及び均等割額の合算額から第321条の4第1項の給与所得に係る特別徴収税額（2以上の特別徴収義務者に徴収させている場合においては、その合計額とする。次項において同じ。）並びに第321条の7の4第1項の年金所得に係る特別徴収税額及び第321条の7の8第1項の年金所得に係る仮特別徴収税額の合算額を控除した額並びにこれらの算定の基礎を記載しなければならない。

（2項は省略）

3 第1項の納税通知書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

ウ (納期限後に納付し、又は納入する市町村民税に係る延滞金)

第326条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者は、第320条の各納期限若しくは第321条の8第1項、第2項若しくは第31項の納期限後にその税金を納付する場合、同条第34項に規定する申告書に係る税金を納付する場合又は第321条の5第1項若しくは第2項ただし書、第321条の5の2（第328条の5第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第321条の7の6（第321条の7の8第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）若しくは第328条の5第2項の納期限後にその納入金を納入する場合には、それぞれこれらの税額又は納入金額に、その納期限（第321条の8第34項に規定する申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項第1号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

① 第320条の納期限後に納付し、又は第321条の5第1項若しくは第2項ただし書、第321条の5の2、第321条の7の6若しくは第328条の5第2項の納期限後に納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日

(1項2号以下並びに2項及び3項は省略)

4 市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる。

(2) 葛飾区特別区税条例（昭和39年11月30日条例第49号）

ア (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第8条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下本条において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

イ (区民税の減免)

第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し区民税を減免する。

① 生活保護法の規定による保護を受ける者

② 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

③ 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者

2 前項の規定によって区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(3) 葛飾区特別区税条例施行規則（昭和40年3月31日規則第17号）

(納期限後に納付又は納入する区税に係る延滞金額の減免)

第29条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までにその納付金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについて、次の各号のいずれかに該当する理由がある

場合においては、その区税に係る延滞金額を減免する。

- ① 災害により、事情やむを得ないものがあると認めるとき。
- ② 納税者又は特別徴収義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、納税することができない事情があると認めるとき。
- ③ 解散した法人及び破産手続開始の決定を受けた者であって、事情やむを得ないものがあると認めるとき。
- ④ 競売の開始があったために交付要求をした場合において、その要求の日以後に係るものであるとき。
- ⑤ 前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき。

2 認定した事実

(1) 処分庁は、令和2年6月10日、審査請求人の令和2年度における住民税を13万4200円（区民税 所得割77,580円 均等割3,500円 都民税 所得割51,720円 均等割1,500円）と決定し、同日、以下のとおり納付を求める納付状を審査請求人に送付した。

- ① 第1期 同年6月30日納期限 35,200円
- ② 第2期 同年8月31日納期限 33,000円
- ③ 第3期 同年11月2日納期限 33,000円
- ④ 第4期 令和3年2月1日納期限 33,000円

(2) 審査請求人が各納期限内に納付をそれぞれ行わなかったことから、処分庁は、以下のとおり督促状を審査請求人に送付した。

- ① 第1期 令和2年8月3日
- ② 第2期 同年10月5日
- ③ 第3期 同年12月1日
- ④ 第4期 令和3年3月3日

(3) 処分庁は、以下の各期について、以下のとおり催告書を審査請求人に送付した。

- ① 第1期 令和2年9月10日
- ② 第1期及び2期 同年12月1日
- ③ 第1期乃至3期 令和3年3月3日

④ 第1期乃至4期 同年4月13日

(4) 処分庁は、同年6月28日、第1期乃至4期について催告書（差押予告書）を審査請求人に送付した。

(5) 同年7月5日、審査請求人から処分庁に連絡があり、審査請求人が令和2年度の住民税の本税について納税意思を示したため、処分庁は、住民税の本税の納付書を審査請求人に送付した。

(6) 同月14日、審査請求人は、住民税の本税を納付した。

(7) 処分庁は、延滞金の金額がそれぞれ以下のとおり確定したことから、同月28日、いずれも納付期限を同年8月9日とする住民税の延滞金の納付書を審査請求人に送付した。

① 第1期 3,000円

② 第2期 2,300円

③ 第3期 1,800円

④ 第4期 1,100円

合計8,200円

(8) 処分庁は、同年11月1日、審査請求人に、延滞金について催告書（納税催告書）を送付した。

(9) 処分庁は、令和4年6月28日、審査請求人に、延滞金について催告書（警告書）を送付した。

(10) 処分庁は、同年11月1日、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

(11) 処分庁は、令和5年6月30日、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

(12) 上記各書面について、いずれも返戻されることはなかった。

(13) 審査請求人は、2023（令和5）年11月22日付け延滞金減免申請書を処分庁に送付し（本件申請）、処分庁は同月29日これを受領した。

(14) 処分庁は、同年12月12日、本件申請を不許可とすることを決定し、同月27日、延滞金減免不許可通知書及び延滞金の納付を求める納付書を特定記録郵便により審査請求に送付した（同月28日到達。）。

(15) 審査請求人は、令和6年3月1日付け書面により本件審査請求を提起した。

3 判断

(1) 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

ア 地方税法第20条第4項に基づき、通常到達すべきであったときに送達があったと推定して延滞金を課した本件処分は不当か。

イ 地方税法第20条第4項の推定を覆すような事情が、審査請求人にあるか。

(2) 争点に対する判断

ア 地方税法第20条第4項に基づき、通常到達すべきであったときに送達があったと推定して延滞金を課した本件処分は不当か。

地方税法第20条は、通常の取扱いによる郵便又は信書便により書類を発送した場合は、郵便局などにおいて配達の記録が作成されないから、それが到達したか、またいつ到達したかについて確認することができないが、他方で、その到達の有無及び到達時期は有用な意味を持つから、地方税法上特別な定めがある場合を除き、その郵便物又は信書便を通常到達すべきであったときに送達があったものと推定するものである。

審査請求人は、同規定は、納税通知書が納税者に届くことが保証されていない状況の中で、納税が遅れた事象の全ての責任を納税者に押し付けるものであり納得がいかないと主張する。

しかし、多数の納税者について書留郵便や配達証明により納付書等を送付することは事務処理上困難であり、また、今日の郵便事情からすれば、到達する蓋然性が極めて高く、経験則上も到達が推定されることからすれば、この規定に基づき延滞金を課した本件処分が不当であるとは言えない。

イ 地方税法第20条第4項の推定を覆すような事情が、審査請求人にあるか。

審査請求人は、審査請求人と同住所に6軒存在し、隣の家に郵便物が届いたことが多数あったという事情を主張する。

しかし、同住所に複数の家が存在したとしても、表札や郵便受けの氏名の表示等

により特定は可能であるから、郵便事故が発生する蓋然性が高いとまでは言えない。

また、本件通知書が到達していないことを示す事情についての具体的な主張や立証はない。

よって、本件通知書について地方税法第20条第4項の推定を覆すような事情は存在しない。

(3) 判断

以上を検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年11月10日

審査庁 葛飾区長 青木克徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。